

令和 7 年 3 月 21 日 開催

令 和 7 年

第 3 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

## 令和7年第3回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月21日（金） 開会 14：00 閉会 14：50

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	6番	山 田 美代子
1番	川 村 稔	8番	菅 原 秀 樹
3番	佐 藤 勉	9番	西 浦 克 彦
5番	八 戸 千 修		

以上7名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主任主事	笠 原 未 帆
局次長	吉 田 浩 樹	主任主事	佐々木 大 介
農地課長	石 岡 正 直	主 事	小笠原 康 太
主査	奥 野 秀 光		

以上7名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について
- 議案第5号 事務の委任について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14：00 開会

議長（立藏会長）

ただいまより、令和7年第3回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員は、ご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案5件、報告1件、計6件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、5番八戸委員、6番山田委員の両名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、3千604平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて、3月13日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」番号1に係る現地調査結果ですがこの案件について、近江委員、菅原委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、2筆とも耕作によらず崖地に面しており、箇所図の右側にある土地は木々が生い茂っている山林状態、左側の土地は灌木等が茂っている原野状態がありました。

のことから、番号1について農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり、証明することが相當かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があつたので、その解約の成立状況について、審議を求めるものでございます。

5ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、4筆合計1万7千724平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、平成30年2月23日付け農地法第3条許可で解約申入日、合意解約日および土地の引渡日は、令和7年2月28日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第4、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の所有権移転および3件の賃貸借による権利設定の許可申請があつたので、審議を求めるものでございます。

7ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、419平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、8ページが調査書となってございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、1万5千338平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、10ページが調査書となってございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、1万54平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、12ページが調査書となってございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、1万105平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が経営の縮小、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、14ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1から番号4に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号4について、農地の所有権移転および賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号番号1から番号4についての調査結果としてご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、日程第5、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号21は6番山田委員が、番号22は私が、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、まず、番号1から番号20までを全員で審議し、続いて、番号21を議事参与の制限に該当する山田委員にご退室いただいたうえ審議をおこない、最後に、議長を菅原職務代理者に代わりまして、番号22を審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

では、はじめに、番号1から番号20までを議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の15ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転6件および利用権設定16件、計22件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

はじめに、番号1から番号20までをご説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、5千951平方メートル、権利の種類は、所有権、譲渡人、譲受人は、記載のとおりでございます。

利用目的は畑、所有権の移転時期、対価の支払期限および引渡しの時期は、令和7年4月1日、対価は、記載のとおりで、申請理由は、譲渡人が経営の縮小、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、17ページが調査書となってございます。

18ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、4千958平方メートル、権利の種類は、所有権、譲渡人、譲受人は、記載のとおりでございます。

利用目的は畠，所有権の移転時期，対価の支払期限および引渡の時期は，令和7年4月1日，対価は，記載のとおりで，申請理由は，譲渡人が農地の処分，譲受人が経営の拡大となっております。

なお，このページの下段が箇所図，19ページが調査書となってございます。

20ページをお開き願います。

番号3についてでございますが，土地の表示，所在，地番，地目は記載のとおりで面積は，4筆合計1万7千790平方メートル，権利の種類は，所有権，譲渡人，譲受人は，記載のとおりでございます。

利用目的は田，所有権の移転時期，対価の支払期限および引渡の時期は，令和7年3月24日，対価は，記載のとおりで，申請理由は，譲渡人が農地の処分，譲受人が経営の拡大となっております。

なお，このページの下段が箇所図，21ページが調査書となってございます。

22ページをお開き願います。

番号4についてでございますが，土地の表示，所在，地番，地目は記載のとおりで面積は，2筆合計7千20平方メートル，権利の種類は，所有権，譲渡人，譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は田，所有権の移転時期，対価の支払期限および引渡の時期は，令和7年4月1日，対価は，記載のとおりで，申請理由は，譲渡人が経営の縮小，譲受人が経営の拡大となっております。

なお，このページの下段が箇所図，23ページが調査書となってございます。

24ページをお開き願います。

番号5についてでございますが，土地の表示，所在，地番，地目は記載のとおりで面積は，4筆合計8千369平方メートル，権利の種類は，所有権，譲渡人，譲受人は，記載のとおりでございます。

利用目的は田，所有権の移転時期，対価の支払期限および引渡の時期は，令和7年4月1日，対価は，記載のとおりで，申請理由は，譲渡人が農地の処分，譲受人が経営の拡大となっております。

なお，このページの下段が箇所図，25ページが調査書となってございます。

26ページをお開き願います。

番号6についてでございますが，土地の表示，所在，地番，地目は記載のとおりで面積は，2千125平方メートル，貸主，借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権，利用目的は田，利用権の始期は，令和7年4月1日，終期は，令和12年3月31日，賃料は，記載のとおりで，申請理由は，利用権の再設定でございます。

なお，このページの下段が箇所図，27ページが調査書となってございます。

28ページをお開き願います。

番号7についてでございますが，土地の表示，所在，地番，地目は記載のとおりで面積は，3千606平方メートル，貸主，借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権，利用目的は田，利用権の始期は，令和7年4月1日，終期は，令和12年3月31日，賃料は，記載のとおりで，申請理由は，利用権の再設定でござ

ざいます。

なお、このページの下段が箇所図、29ページが調査書となってございます。

30ページをお開き願います。

番号8についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、6筆合計1万263平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、31ページが調査書となってございます。

32ページをお開き願います。

番号9についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、8千152平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、33ページが調査書となってございます。

34ページをお開き願います。

番号10についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3千262平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、35ページが調査書となってございます。

36ページをお開き願います。

番号11についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計1万2千343平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、37ページが調査書となってございます。

38ページをお開き願います。

番号12についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7千669平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、39ページが調査書となってございます。

40ページをお開き願います。

番号13についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり

で、面積は、2筆合計7千477平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、41ページが調査書となってございます。

42ページをお開き願います。

番号14についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、4筆合計1万628平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、43ページが調査書となってございます。

44ページをお開き願います。

番号15についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、4千919平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、45ページが調査書となってございます。

46ページをお開き願います。

番号16についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7千864平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、47ページが調査書となってございます。

48ページをお開き願います。

番号17についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3筆合計2千716平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、49ページが調査書となってございます。

50ページをお開き願います。

番号18についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計2千955平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、51ページが調査書となってございます。

52ページをお開き願います。

番号19についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、4筆合計1万2千337平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、53ページが調査書となってございます。

54ページをお開き願います。

番号20についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2万1千635平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、貸主が経営の縮小、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、55ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」番号1から番号20に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号20について農地の所有権移転、賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3名が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号番号1から番号20についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号1から番号20までを採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

続いて、番号21を議題といたします。

それでは、山田委員はご退室願います。

（山田委員　退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の56ページをお聞き願います。

番号21についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7千503平方メートル、権利の種類は、所有権、譲渡人、譲受人は、記載のとおりでございます。

利用目的は畠、所有権の移転時期、対価の支払期限および引渡しの時期は、令和7年4月1日、対価は、記載のとおりで、申請理由は、譲渡人が経営の縮小、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、57ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」番号21に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号21について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて事務局から説明を受け、調査委員3名が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号番号21についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号21を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

山田委員は入室願います。

（山田委員 着席）

それでは、ここで、議長を菅原職務代理者に代わります。

(立藏会長 退室)

議長（菅原職代）

それでは、番号22を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の58ページをお開き願います。

番号22についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、4筆合計1万7千724平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は、令和7年4月1日、終期は令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、59ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（菅原職代）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」番号22に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号22について農地の賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、借主の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3名が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号番号22についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原職代）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号22を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

立藏会長は入室願います。

（立藏会長 着席）

ここで、議長を会長に代わります。

議長（立藏会長）

次に、日程第6、議案第5号「事務の委任について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の60ページをお開き願います。

議案第5号「事務の委任について」をご説明申し上げます。

本件については、函館市長から、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務を委任することに関して協議があつたことから、審議を求めるものでございます。

61ページをお開きください。

市長からの協議文でございますが、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定による農用地利用集積等促進計画の認可・通知・公告に関する業務について、市長から農業委員会に、権限ごと事務を移管したい旨、協議があつたものであります。

事務の委任年月日は、令和7年3月31日となっております。

なお、平成9年に農地銀行に関する業務、平成13年に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業に関する業務などについて、事務委任等を受けていましたが、該当する業務が無くなることから、今回、廃止することとなっております。

62ページをお開きください。

農業委員会の回答案でございますが、市長からの協議に対しまして同意する内容となっております。

理由といたしましては、委任された事務を当委員会で執行することで、迅速な農地の賃貸借等の設定が可能となり、農業者にとってのサービス向上に繋がると判断されるためございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありました、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま、議題なっております議案第5号「事務の委任について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第7、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の63ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

64ページをお開き願います。

このページの番号1について、市街化区域1件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（なし）の声あり

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

1点目ですが、3月3日月曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。

本調査は3月1日、金曜日、旧函館地区を対象に泉推進委員、佐々木推進委員、保志場推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については、「把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかった。」との報告内容でございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（なし）の声あり

2点目ですが、次回の総会は、令和7年4月24日本曜日、農業委員・推進委員合同会議終了後、午後2時30分頃から、市役所8階大会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は3月31日月曜日、農地法関連は4月7日月曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、4月17日本曜日午後1時から

となります。

それでは、4月の現地調査委員を指名いたします。

3番佐藤委員、4番大槻委員、6番山田委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

14 : 50

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 立藏義春

署名委員 八戸千修

署名委員 山田美代子